

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大分市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

予防接種に関する事務において取り扱う全てのシステム操作者に対しては、守秘義務を課し、事務に応じた操作権限を設定している。また、システム操作に係る履歴を保存し、操作者を特定できるよう対策を講じている。業務委託先事業者に対しては、業務目的以外での特定個人情報の利用の禁止を義務付ける等の制限を契約書に含める等の対策を講じている。

評価実施機関名

大分市長

公表日

令和7年6月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	<p>予防接種法の規定に基づき、対象者に対する予防接種を実施し、予防接種情報の管理、統計報告資料の作成、データ分析の処理を行う。また、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。</p> <ul style="list-style-type: none">・特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。①予防接種法による予防接種の対象者の把握、実施、記録管理に関する事務②当該予防接種に起因する健康被害に対する給付に関する事務③新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
③システムの名称	市民健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種対象者関係情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号利用法第9条第1項 別表14、126の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <p>【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26、153、154の項 【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、27、28、29、153の項</p>
②法令上の根拠	<p><選択肢></p> <ul style="list-style-type: none">1) 実施する2) 実施しない3) 未定
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部保健予防課
②所属長の役職名	保健予防課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課情報公開室 住所:大分市荷揚町2番31号 電話: 097-537-5797
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉保健部保健予防課 住所:大分市荷揚町6番1号大分市保健所 電話: 097-535-7710
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		<p><選択肢></p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か		令和7年2月28日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		<p>[500人未満] <選択肢></p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か		令和7年2月28日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		<p>[発生なし] <選択肢></p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書等に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄

9. 監査

実施の有無

[] 自己点検

[] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[] 十分に行っている

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[]

<選択肢>

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I-5-②	藤田 庄司	森 文子	事後	人事異動に伴う記載内容の変更
平成28年4月1日	I-1-③	健康管理システム	市民健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 5. ②	森 文子	保健予防課長	事後	人事異動に伴う記載内容の変更
令和2年12月15日	II しきい値判断項目 1	平成28年8月1日時点	令和2年12月1日時点	事後	
令和2年12月15日	II しきい値判断項目 1	平成28年8月1日時点	令和2年12月1日時点	事後	
令和3年2月1日	I-1-②	予防接種法の規定に基づき、対象者に対する予防接種を実施し、予防接種情報の管理、統計報告資料の作成、データ分析の処理を行う。また、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。 ・特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の対象者の把握、実施、記録管理に関する事務 ②当該予防接種に起因する健康被害に対する給付に関する事務	予防接種法の規定に基づき、対象者に対する予防接種を実施し、予防接種情報の管理、統計報告資料の作成、データ分析の処理を行う。また、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。 ・特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の対象者の把握、実施、記録管理に関する事務 ②当該予防接種に起因する健康被害に対する給付に関する事務 ③新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務	事前	
令和3年2月1日	I-3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び別表第1の10の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び別表第1の10の項及び93の2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条及び第67条の2	事前	
令和3年2月1日	I-4-②	【情報提供の根拠】 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号及び別表第2の16の2の項 【情報照会の根拠】 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号及び別表第2の16の2-17-18-19の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第13条	【情報提供の根拠】 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号及び別表第2の16の2-115の2の項 【情報照会の根拠】 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号及び別表第2の16の2-16の3-17-18-19-115の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第13条及び59条の2	事前	
令和3年2月1日	II-1	10万人以上30万人未満	30万人以上	事前	
令和3年2月1日	II-1	令和2年12月1日時点	令和3年2月1日時点	事前	
令和3年2月1日	II-2	令和2年12月1日時点	令和3年2月1日時点	事前	
令和3年2月1日	IV-1	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書及び全項目評価書	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I-4-②	<p>【情報提供の根拠】 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号及び別表第2の16の2・115の2の項 【情報照会の根拠】 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号及び別表第2の16の2・16の3・17・18・19・115の2の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第13条及び59条の2</p>	<p>【情報提供の根拠】 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号及び別表第2の16の2・115の2の項 【情報照会の根拠】 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号及び別表第2の16の2・16の3・17・18・19・115の2の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第13条及び59条の2</p>	事前	事前通知事項
令和3年7月26日	I-1-②	<p>予防接種法の規定に基づき、対象者に対する予防接種を実施し、予防接種情報の管理、統計報告資料の作成、データ分析の処理を行う。また、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。 ・特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の対象者の把握、実施、記録管理に関する事務 ②当該予防接種に起因する健康被害に対する給付に関する事務 ③新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務</p>	<p>予防接種法の規定に基づき、対象者に対する予防接種を実施し、予防接種情報の管理、統計報告資料の作成、データ分析の処理を行う。また、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。 ・特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の対象者の把握、実施、記録管理に関する事務 ②当該予防接種に起因する健康被害に対する給付に関する事務 ③新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 ④新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年4月1日	I-1-③	市民健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	市民健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年12月20日	I-3	<p>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び別表第1の10の項及び93の2 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条及び第67条の2</p>	<p>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び別表第1の10の項及び93の2 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条及び第67条の2 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供)</p>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和4年1月17日	II しきい値判断項目 1	令和2年12月1日時点	令和3年12月31日時点	事後	
令和4年1月17日	II しきい値判断項目 1	令和2年12月1日時点	令和3年12月31日時点	事後	
令和3年12月20日	IV-4	○委託しない	委託しない 十分である	事後	特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年12月20日	IV-5	○委託しない	委託しない 十分である	事後	特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和4年5月27日	II しきい値判断項目 1	令和3年12月31日時点	令和4年5月1日時点	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年5月27日	II しきい値判断項目 2	令和3年12月31日時点	令和4年5月1日時点	事前	
令和6年9月30日	I - 3	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び別表第1の10の項及び93の2 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条及び第67条の2 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供)	番号利用法第9条1項 別表14、126の項	事後	番号利用法等一部改正に伴う修正
令和6年9月30日	I - 4	【情報提供の根拠】 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号及び別表第2の16の2・115の2の項 【情報照会の根拠】 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号及び別表第2の16の2・16の3・17・18・19・115の2の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第13条及び59条の2	【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26、153、154の項 【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、27、28、29、153の項	事後	番号利用法等一部改正に伴う修正
令和7年6月2日	I - 1-②	予防接種法の規定に基づき、対象者に対する予防接種を実施し、予防接種情報の管理、統計報告資料の作成、データ分析の処理を行う。また、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。 ・特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の対象者の把握、実施、記録管理に関する事務 ②当該予防接種に起因する健康被害に対する給付に関する事務 ③新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 ④新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	予防接種法の規定に基づき、対象者に対する予防接種を実施し、予防接種情報の管理、統計報告資料の作成、データ分析の処理を行う。また、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。 ・特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の対象者の把握、実施、記録管理に関する事務 ②当該予防接種に起因する健康被害に対する給付に関する事務 ③新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 ④新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務	事後	
令和7年6月2日	I - 1-③	市民健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	市民健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	事後	
令和7年6月2日	III - 1	いつ時点の計数か 令和4年5月1日時点	いつ時点の計数か 令和7年2月28日時点	事後	
令和7年6月2日	III - 2	いつ時点の計数か 令和4年5月1日時点	いつ時点の計数か 令和7年2月28日時点	事後	
令和7年6月2日	IV - 9	[○]自己点検 []内部監査 []外部監査	[○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	事後	